別紙

保育所における室内化学物質対策実施基準

保育所における安全で快適な保育環境及び乳幼児の健康確保のため、設置者は、以下のとおり室内化学物質対策を実施する。

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 内容 |
| 実施内容 | 設置者は、事業を実施する施設の室内化学物質濃度の測定を第三者の専門機関に依頼し、室内の安全性を確認する（室内に什器等を設置した状態で測定することが望ましい。) 。なお、事業開始後であっても、室内環境に影響を及ぼす改修工事、什器の入替え等を行った場合も、同様の取扱いとする。 |
| 測定対象化学物質 | ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ・ｱｾﾄｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ・ﾄﾙｴﾝ・ｷｼﾚﾝ・ｽﾁﾚﾝ・ｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝの６種 |
| 検査機関 | 厚生労働省標準測定法により検査できる機関 |
| 測定方法 | 厚生労働省の測定方法のうち標準測定法によること。 |
| 日常の使用状況を想定し、３歳児は床上６０ｃｍ、乳児は床上３０ｃｍなど、児童の呼吸する高さに合わせて空気を採取すること。 |
| 測定の際は換気装置を停止させること。ただし、常時（２４時間）稼動させる換気装置についてはこの限りでない。 |
| 窓際、出入り口、送風口付近は避け、可能な限り部屋の中央付近で測定すること。 |
| 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室を測定する。１００㎡以下の部屋については１か所、１００㎡を超える部屋については最低２か所測定すること。 |
| 測定結果 | 厚生労働省が定める化学物質の室内濃度指針値以下であることを確認すること。 |
| 指針値を超えた場合は、原因を調べ、改善のための対策を講じること。 |
| 測定結果及び対策状況については、関係者に説明し、又は公表すること。 |
| 改善方法 | 設置主体の責任において改善すること。  （完了・引渡し時に、工事請負業者の責任で指針値以下とするよう、あらかじめ建築工事特記仕様書に記載する等） |
| 改善方法については、区保健所に相談するなど早急な対応を行い、再検査を実施すること。 |
| 開設までの  注意 | 化学物質の低減のため、竣工予定日から事業開始日まで、２週間以上の期間を確保すること。 |
| 換気装置を使用するか定期的に窓開け等を行い、十分に外気を取り入れること。 |